

16年11月26日)の概要(厚生労働省所管分)

政府・与党合意

交付金化

【施設整備費関係】(1,390億円程度)

医療・保健衛生 ○ 保健医療提供体制整備交付金

高齢者施策 ○ 地域介護・福祉空間整備等交付金

児童福祉 ○ 次世代育成支援対策交付金(施設整備分)



7,850億円程度

地方の創意工夫を生かす観点から、
上記に併せて交付金化・統合補助金化

【事業費関係】(1,910億円程度)

社会福祉 ○ セーフティネット支援対策事業(統合補助金)

医療・保健衛生 ○ 保健医療提供体制推進事業(統合補助金)

高齢者施策 ○ 介護保険地域支援事業交付金

障害者施策 ○ 障害者地域生活支援事業(統合補助金)

児童福祉 ○ 次世代育成支援対策交付金(施設整備分を除く)
○ 児童虐待・DV対策等総合支援事業(統合補助金)
○ 母子家庭等対策総合支援事業(統合補助金)
○ 母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金)

補助負担金改革

内閣府本府	10億円程度
総務省	90億円程度
文部科学省	
義務教育費国庫負担金	8,500億円程度の減額(暫定)
(うち17年度分(暫定))	4,250億円
その他の国庫補助負担金等	230億円程度
厚生労働省	9,340億円程度
農林水産省	3,040億円程度
経済産業省	180億円程度
国土交通省	6,460億円程度
環境省	540億円程度
合 計	28,390億円程度

(注) 28,390億円のうち、
17,700億円は税源移譲につながる改革
4,700億円はスリム化の改革
6,000億円は交付金化の改革

税源移譲対象事項の概要

○国民健康保険 【7, 000億円程度】

[次ページ参照]

[国民健康保険を除く税源移譲額 850億円程度]

○養護老人ホーム等保護費負担金 【約567億円】

養護老人ホームの運営に要する経費

○在宅福祉事業費補助金の一部 【約120億円】

生活支援ハウスの運営に要する経費

市町村が行う高齢者等の緊急通報体制の整備等に要する経費

○児童保護費等補助金の一部 【約91億円】

保育士等が出産休暇等を取得する場合の代替職員の雇い上げ経費

公立保育所における延長保育基本分（開所時間内の職員の加配経費）

○医療施設運営費等補助金の一部 【約28億円】

病院が輪番制により行う休日・夜間における救急医療体制の確保に要する経費

○母子保健衛生費負担金の一部 【約14億円】

市町村が行う1歳6か月児・3歳児の健康診査に要する経費

○医療関係者養成確保対策費等補助金の一部 【約8億円】

看護師養成所等に在学中の学生に修学資金を貸与する事業の貸付原資への補助

○国民健康保険特別対策費補助金の一部 【約8億円】

退職被保険者に係る適用の適正化、都道府県の医療費適正化等の事業に要する経費

○保健衛生施設等設備整備費補助金の一部 【約5億円】

保健所及び市町村保健センターの初度設備等に対する補助

○麻薬取締員費等交付金 【約5億円】

都道府県の「麻薬取締員」に係る人件費等

○国民健康保険広域化等支援事業費等補助金の一部 【約5億円】

都道府県が行う保険者に対する国保事業の運営に係る助言・指導等の経費

○疾病予防対策事業費等補助金の一部 【約1億円】

都道府県が行う献血の推進を図るための啓発事業に対する補助

○麻薬等対策推進費補助金 【約1億円】

都道府県の「麻薬中毒者相談員」、「薬物乱用防止指導員」の活動に対する補助

○児童福祉事業対策費等補助金の一部 【約1億円】

社会福祉法人が設置する保育士養成所に対する補助